

V サブWG検討結果4：CY搬出入・危険物明細書 (中間報告)

2014年11月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. C Y 搬出入業務サブWGにおける検討結果

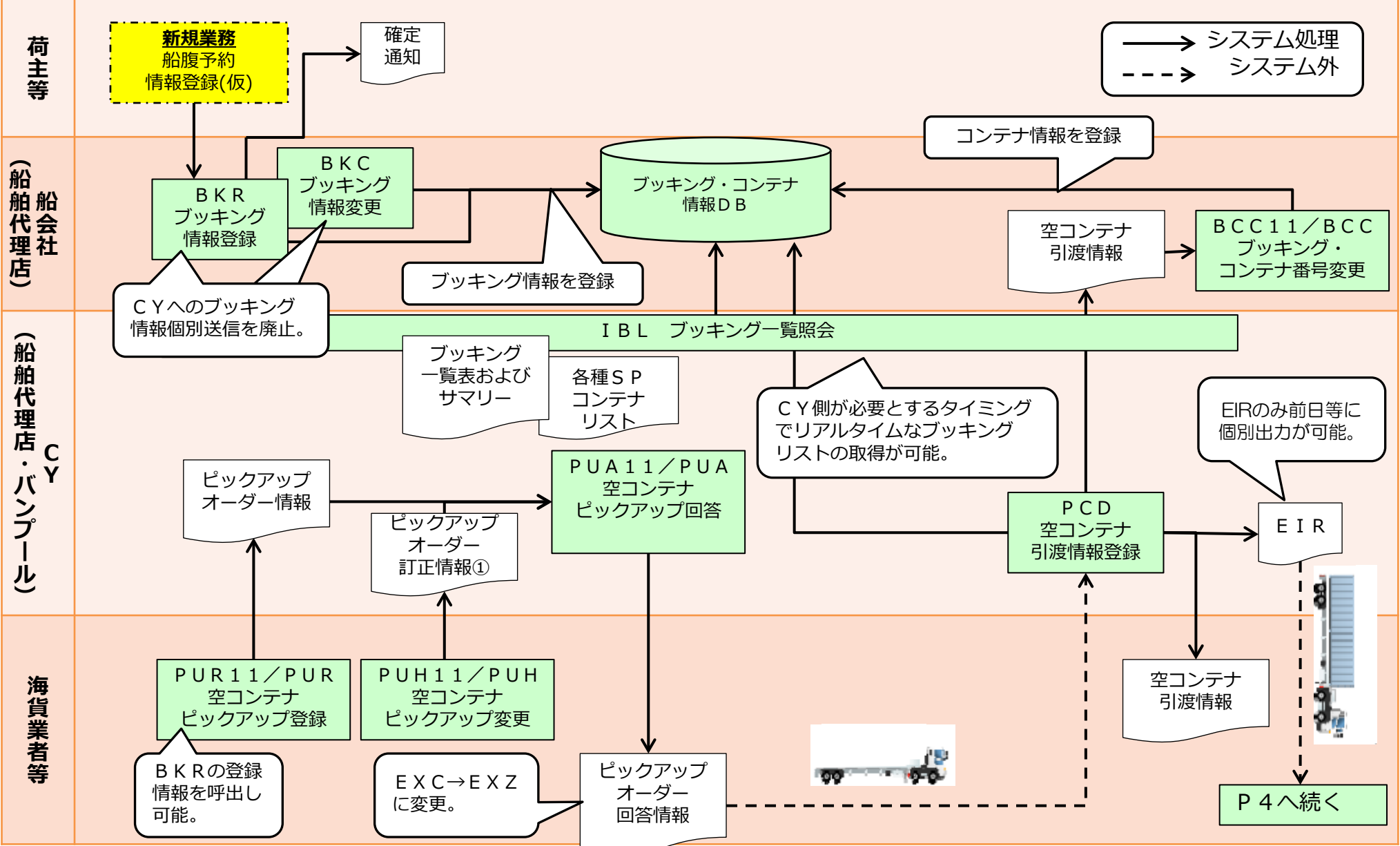
C Y 搬出入サブWGについては、平成26年8月から4回にわたって開催し、以下のとおり取り纏めを実施した。

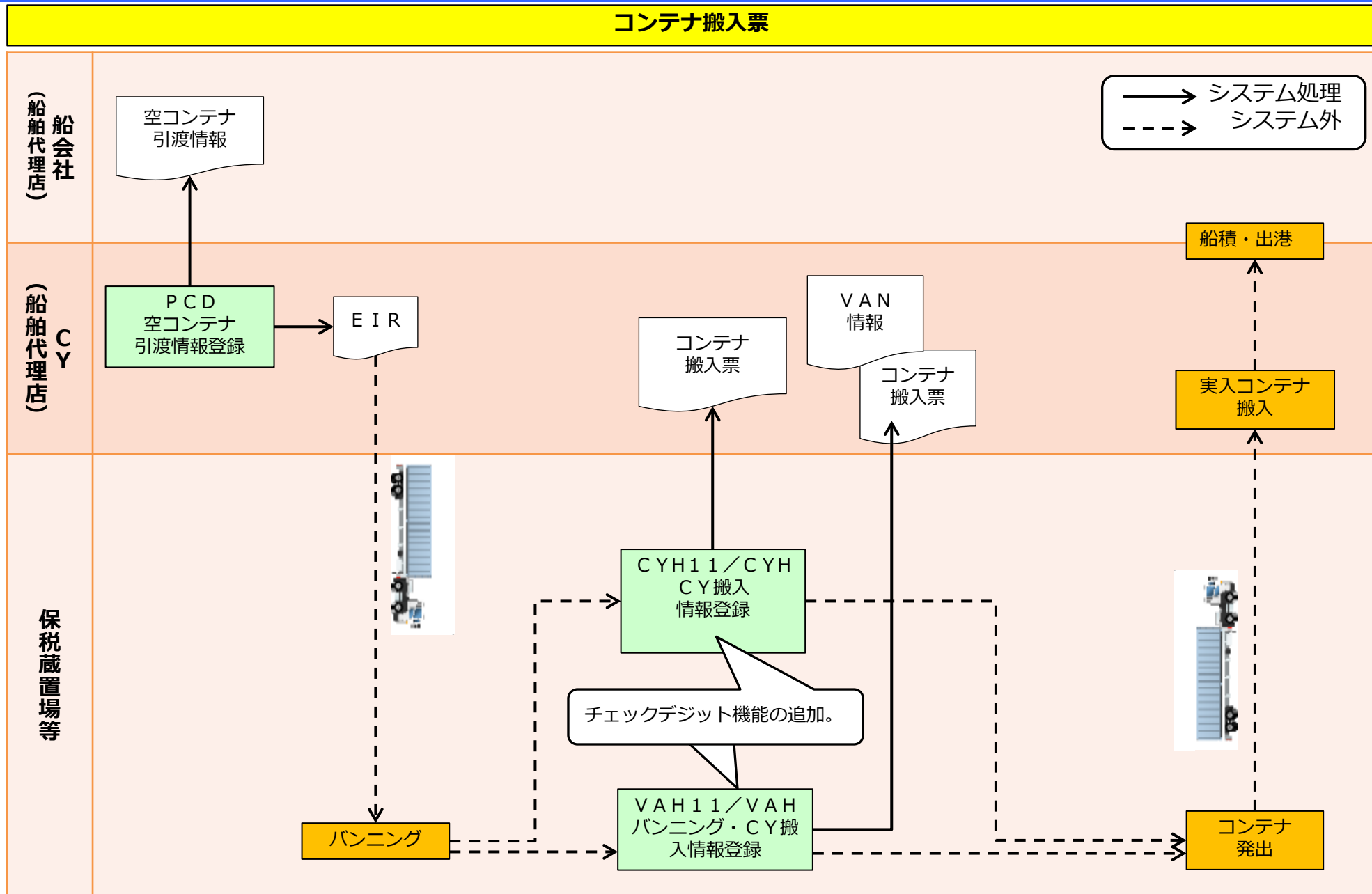
項番	項目	内容																								
1	主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行C Y 搬出入業務の業務フロー確認及び利用実態の再確認 ・ プログラム変更要望に対する対応の検討 ・ C Y 搬出入業務の関連業務として、危険物明細書のシステム化を検討 																								
2	業務フローの確認及び利用実態	<p>・ 現行業務フローについては、基本的に問題は無いことが確認されたが、以下の点について改めて合意を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第6次N A C C Sにおいても、現行フローを踏襲することを原則とする。なお、入出力項目の見直しについては、多数の意見が提出されたが、C Y のT O S改修等への影響を考慮し、必要最低限の見直しとする。 ② ブッキング情報のC Y への個別送信を廃止し、I B L (ブッキング一覧照会) 業務・B C C (ブッキング・コンテナ番号変更) 業務の改善 (又は新規業務) を行い、現行よりも利便性に優れた「本船単位でのブッキング情報の取得」を可能とする見直しを実施する。 ③ デマレージ等の決済を目的とした業務については、第6次N A C C Sでは廃止する。(下記3参照) ④ バンプル等における利用を目的としたW e b N A C C S業務については、廃止する。(下記4参照) ⑤ B K R (ブッキング情報登録) 業務の先行業務として、荷主等による船会社等に対する船腹予約業務を新たにシステム化する方向で検討する。(下記6参照) <p>・ 第6次N A C C Sにおける見直し後の業務フローは、資料1を参照。</p>																								
3	決済業務	<p>・ 現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、この課題が解決されない限り、利用が進まない可能性がある。基本仕様提案以降、即時性を持つ決済機能について検討を進めてきたが、現時点では現行以上の決済機能を提供可能とすることは難しい状況にある。従って、現行決済機能のままで提供しても将来的に利用拡大が進むとは考えられないことから、第6次N A C C Sにおいては、決済業務の提供は廃止することとする。なお、決済機能の廃止により、以下のオンライン業務及び管理資料「電子決済入金予定データ」が廃止対象となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A C T</td> <td>請求情報登録</td> <td>A C T 1 1</td> <td>請求情報登録呼出し</td> <td>I A T</td> <td>請求情報照会</td> </tr> <tr> <td>I A I</td> <td>請求情報一覧照会</td> <td>P A S</td> <td>支払選択登録</td> <td>P A S 1 1</td> <td>支払選択登録呼出し</td> </tr> <tr> <td>I P S</td> <td>電子決済情報照会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	A C T	請求情報登録	A C T 1 1	請求情報登録呼出し	I A T	請求情報照会	I A I	請求情報一覧照会	P A S	支払選択登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I P S	電子決済情報照会				
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
A C T	請求情報登録	A C T 1 1	請求情報登録呼出し	I A T	請求情報照会																					
I A I	請求情報一覧照会	P A S	支払選択登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し																					
I P S	電子決済情報照会																									

1. CY搬出入業務サブWGにおける検討結果

項番	項目	内容																				
4	WebNACCS 対象業務	<p>CY搬出入業務では以下の業務を対象としてWebNACCSにより提供しているが、決済業務自体の廃止、また、利用実態を踏まえて、第6次NACCSではWebNACCSでの提供を廃止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PUL</td> <td>空コンテナピックアップ一覧作成</td> <td>PAS</td> <td>支払選択登録</td> </tr> <tr> <td>PCD</td> <td>空コンテナ引渡情報登録</td> <td>PAS11</td> <td>支払選択登録呼出し</td> </tr> <tr> <td>IPU</td> <td>ピックアップオーダー照会</td> <td>IAT</td> <td>請求情報照会</td> </tr> <tr> <td>IPS</td> <td>電子決済情報照会</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	業務名	業務コード	業務名	PUL	空コンテナピックアップ一覧作成	PAS	支払選択登録	PCD	空コンテナ引渡情報登録	PAS11	支払選択登録呼出し	IPU	ピックアップオーダー照会	IAT	請求情報照会	IPS	電子決済情報照会		
業務コード	業務名	業務コード	業務名																			
PUL	空コンテナピックアップ一覧作成	PAS	支払選択登録																			
PCD	空コンテナ引渡情報登録	PAS11	支払選択登録呼出し																			
IPU	ピックアップオーダー照会	IAT	請求情報照会																			
IPS	電子決済情報照会																					
5	プログラム変更要望	プログラム変更要望に対する検討結果は資料2のとおり。																				
6	船腹予約業務 のシステム化	<ul style="list-style-type: none"> ・BKR業務の先行業務である、荷主等から船会社等に対する船腹予約業務のシステム化について、WG委員から提案があり、同業務を新たにシステム化を行うことにより、 <ol style="list-style-type: none"> ① 船腹予約業務により入力された項目をBKR（ブッキング情報）業務に流用可能とすることにより、BKR業務の利便性が向上する ② 船会社等では独自に船腹予約を可能とするサービスを提供しているが、NACCSによる統一化（標準化）されることによって、事務処理の効率化が図れる <p>等のメリットがあることから、第6次NACCSにおいて、システム化を検討することとした。（資料3参照） （本件は継続検討）</p>																				
7	危険物明細書 のシステム化	危険物明細書については、基本仕様においてシステム化を行うこととされており、CY搬出入SWにおいて併せて検討を実施した。現時点では、資料4のとおり、業務実態の確認を終えているが、システム化にあたって危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定上問題が無いが国土交通省海事局に確認を行っている段階であり、同省との調整を踏まえた上で、引き続き詳細仕様の検討に着手する。（本件は継続検討）。																				

空コンテナピックアップ～貸出コンテナ番号の登録





資料2 - 1. プログラム変更要望に係る検討結果

No.	業務名	要望内容	検討事項	検討結果	実施可否
1	「ブックイング情報登録 (BKR)」業務	入力項目の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックイングリスト化に必要な事項を追加 ・コンテナ番号入力欄の追加 ・ブックイングリスト化に不要な項目の削除 ・船会社コード欄の入力条件の見直し ・記事欄の文字数の見直し (拡大) ・第3者通知先欄の追加 	第6次NACCSにおいて、新たに船腹予約業務を新設する予定であり、当該業務との連携 (予約に対する回答業務とする) を踏まえた上で、必要な項目の見直しを実施する。 なお、現在、個別にCYに送信する機能については、個別よりも船舶単位に一覧で入手できる形が望ましいとする要望が強いことから、同機能は廃止する。	継続 検討
2		ブックイング情報の再登録	・ブックイング情報の削除を行った場合の処理の見直し		
3	「ブックイング情報変更 (BKC)」業務	変更箇所の確認	・変更時の通知内容および方法の見直し	BKR同様、船積CYに対する個別通知電文は廃止する。	
4		入力項目の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックイングリスト化に必要な事項を追加 ・コンテナ番号入力欄の追加 ・ブックイングリスト化に不要な項目の削除 ・船会社コード欄の入力条件の見直し ・記事欄の文字数の見直し (拡大) ・第3者通知先欄の追加 	第6次NACCSにおいて、新たに船腹予約業務を新設する予定であり、当該業務との連携を踏まえた上で、必要な項目の見直しを実施する。	
5	「空コンテナピックアップ登録 (PUR)」業務	入力項目の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ピックアップオーダーに不要な項目の削除 ・バンニング場所入力欄の追加 ・第3者通知先欄の追加 ・日本語入力欄の検討 ・項目チェックの見直し (TS時の船卸港等) 	PUR業務に関する項目変更要望については、CYのTOS改修等への影響が大きいため、項目の削除は実施しない。ただし、湿度、通知先の2項目については、追加する予定とする。	○ (一部)
6		ブックイング番号での管理 ・後続業務の実施	・P/U番号払い出し体系の見直し	後続業務への影響が大きいため対応は見送り。	×
7		チェック機能の見直し		入力項目の整理と併せて見直しする。	○
8	「空コンテナピックアップ回答 (PUA)」業務	入力項目の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・記事欄の文字数の見直し (拡大) ・搬入予定先欄のコード入力項目以外に自由入力欄の追加 ・訂正識別欄の削除 	PUR業務の入力項目に合わせた形で変更を実施する。	○
9		「空コンテナ搬出確認情報 (SAT0890)」等をEXC型からEXZ型電文に変更	・送信電文形式の変更 (EXC型→EXZ型)	実務における利便性向上に繋がることから対応。	○

資料 2 - 2. プログラム変更要望に係る検討結果

No.	業務名	要望内容	検討事項	検討結果	対応可否
10	「空コンテナピックアップ回答 (PUH)」業務	「空コンテナピックアップ回答 (PUA)」業務後における入力可能化	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フローの見直し ・変更時の通知内容および方法の見直し 	PUA後の訂正は業務処理において混乱を来すことから実施しない。	×
11	「空コンテナ引渡情報登録 (PCD)」業務	「空コンテナピックアップ回答 (PUA)」業務を実施せずに当該業務の実施可能化	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フローの見直し 	PUAを実施せずにPCDを可能化させることは、システム仕様のコンセプトに反することから実施しない。	×
12		入力項目の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・入力項目の見直し (シールNo.入力欄の追加) ・第3者通知先欄の追加 ・EIRのテンプレートの見直し (コンテナ図の追加) 	地方港においては空コンテナ搬出前にコンテナ番号とシールNo.を確定している運用を行っていることからシールNo.入力欄の追加は任意項目として追加する。 第3者通知先欄の追加及びEIRのテンプレートにコンテナの図を追加可能とするプログラム変更は実施しない。	○ (一部)
		引渡日時の未来日入力可能化	<ul style="list-style-type: none"> ・EIRを事前に発行可能とする。 	地方港においては空コンテナ搬出前日までにEIRを準備する運用があることから、対応する。	○
13		シール番号の文字サイズの拡大化	<ul style="list-style-type: none"> ・印字サイズの変更 (部分指定) 	一部からの要望であり、プログラム変更は実施しない。	×
14					
15	「ブッキング一覧照会 (IBL)」業務	照会種別G～Jの項目抽出条件の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・帳票出力項目および帳票レイアウトの見直し <参考：各帳票タイトル> 【種別G】 ・BOOKING CONTAINER SUMMARY LIST 【種別H】 ・REEFER CARGO LIST 【種別I】 ・OVERSIZE CARGO LIST 【種別J】 ・DANGEROUS CARGO LIST 	必要項目に合わせた抽出項目およびレイアウトを検討する。	○

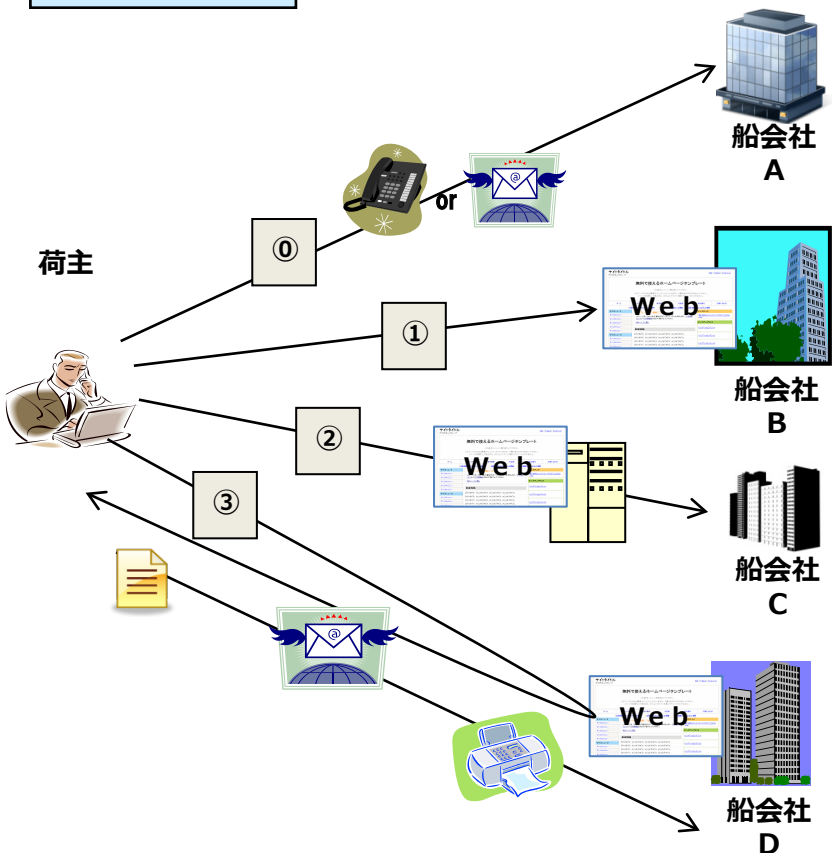
資料2 - 3. プログラム変更要望に係る検討結果

No.	業務名	要望内容	検討事項	検討結果	対応可否
16	「ピックアップオーダー照会 (IPU)」業務	I P U繰り返し部のコンテナ情報欄にP C Dで入力した「コンテナ自重」「シール番号」を表示するようにしてほしい。	・ 抽出項目の見直し	必ずしも必要とされる項目ではないことから、実施しない。	×
17	「空コンテナピックアップ一覧作成 (PUL)」業務	P C Dで引渡後のピックアップ一覧照会可能化	・ 抽出項目見直し	開発規模が大きいため実施しない。	×
18	「CY搬入票情報登録 (CYH) 業務および「バンニング・CY搬入情報登録 (VAH)」業務	入力項目の整理	・ 入力項目の見直し ・ 呼出しD Bの見直し	具体的な要望が無いため検討しない。	×
19		「CY搬入確認登録 (CYA)」業務後にも当該業務を実施できるようにしてほしい (VAHも含む)	コンテナ情報D Bチェックの見直し (CYA実施の要否チェックの削除)	コンテナ搬入票はコンテナ到着時、またはコンテナ到着前に必要となるものであるが、当該仕様は到着後の提出を想定しており本来のコンセプトと異なる仕様となることから実施しない。	×
20		チェックデジット機能の追加	・ コンテナ番号に対するチェックデジット機能の追加	他の業務と同様、機能追加を実施する。	○
21		総重量値の自動計算化	・ 入力項目の見直し	自動計算化を行うことにより利便性が向上することから、対応する。	○
22	新規業務	PURで受信した複数のオーダー情報を一括で転送可能とする業務の追加	・ 船会社によってはCYもしくはバンプールに対し手個別にピックアップオーダーを受付けず、船会社もしくは船舶代理店が一手に受付をしてCYもしくはバンプールに一括転送をしているケースがある。	例外的な処理であることから、実施しない。	×
23		バンニング情報登録(輸出管理番号単位)呼出し (VAE11)」業務でブッキング番号またはピックアップオーダー番号をキーとした呼出機能の追加	・ ブッキング番号に登録されているコンテナ番号を呼出し・補完してVAEの画面に展開する新規業務を検討。	システム的に対応は困難なため、実施しない。	×

資料3-1. 船腹予約業務のシステム化

船腹予約業務の現状は、以下のとおりとなっている。

現況



パターン① :

- ・ 船会社へ電話又はeメールを利用して申込み
- ・ 船会社からの回答も電話又はeメールを利用して荷主に通知

パターン② :

- ・ 船会社HP上からWebを利用して申込み
- ・ 船会社からの回答はWeb又はeメールを利用して荷主に通知

パターン③ :

- ・ INTTRA、CargoSmart、GTNexs等が提供するサービスを利用して申込み
- ・ 船会社からの回答も同サービスを利用して荷主に通知

パターン④ :

- ・ 船会社HPから書式をダウンロード→記入の上メール、FAXを利用して申込み
- ・ 船会社からの回答もメール、FAXを利用して荷主に通知

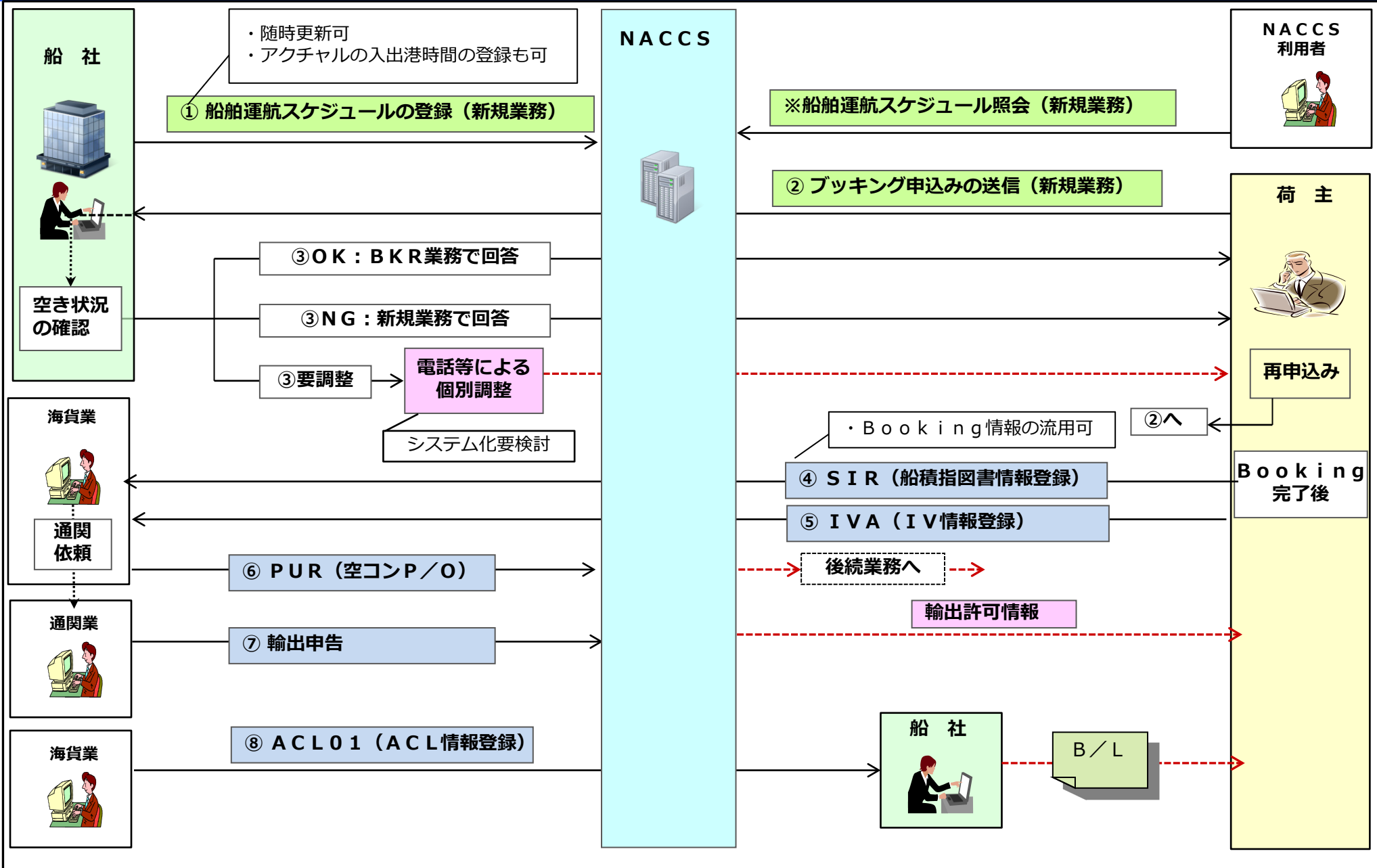
備考1. 船舶スケジュール

ブッキング時に必要となる船会社の運航スケジュールについては、船会社が独自作り込みを行いHP上で公開するケースと、外部（例えば、東洋信号通信社）に委託して作成し、HP上からリンクを行っているケース等がある。

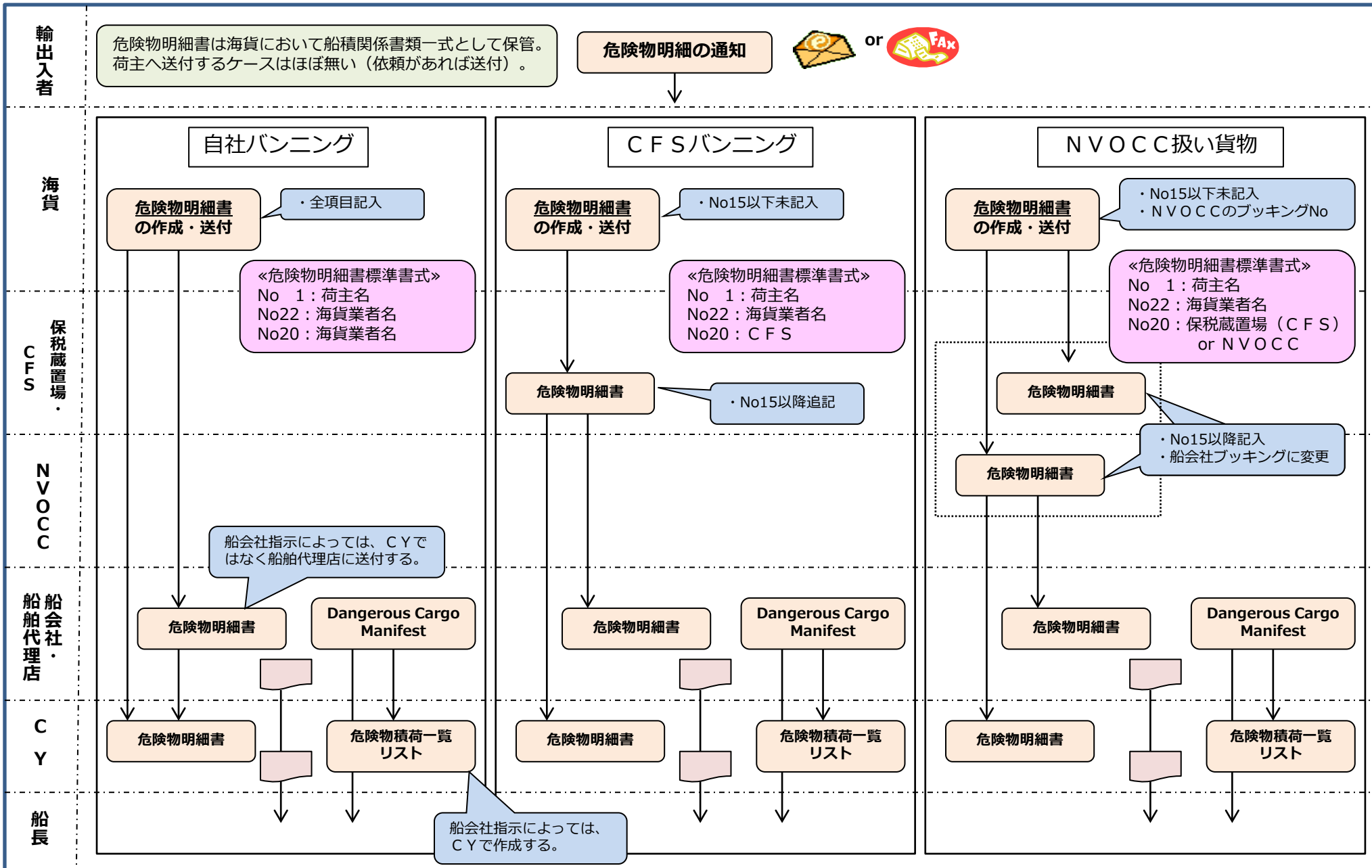
備考2. NVOCC

NVOCCにおいては、あらかじめ船会社から一定枠の船腹を確保し、上記船会社と同様の形で荷主等からのブッキング予約を受けている。

資料3-2. 船腹予約業務システム化の業務処理イメージ



資料4-1. 危険物明細書の業務処理イメージ (現状)



資料 4 - 2. 危険物明細書標準書式 (上段)

危険物明細書標準書式及び輸送文書記載要領 (第7版) より引用 フォーム上段 項目1~13


危険物明細書
DECLARATION OF DANGEROUS GOODS FOR MULTIMODAL
TRANSPORT

コンテナ危険物明細書
DECLARATION OF DANGEROUS GOODS IN CONTAINER & CONTAINER
PACKING CERTIFICATE FOR MULTIMODAL TRANSPORT

MESSRS. (記載例) JAST LINE 御中

Date.(日付) 1st-Apr-2014

This form meets the requirements of SOLAS 74, chapter VII, regulation 4; MARPOL 73/78, Annex III, regulation 4 and the IMDG Code, chapter 5.4.

荷送人の氏名又は名称及び住所: Shipper/Consignor/Sender ABC Chemical. CO.LTD 8-14 Hacchoubori, Chuo-ku Tokyo 104-0032 TEL: 03-XXXX-XXXX		1	運送書類番号(ブッキング番号): Transport document No. (Booking No.) ABCD9999999	2	
		Page 1 of 1 pages	3	荷送人照合番号: Shipper's reference number(s) ABC-CH01234	4
荷受人の氏名又は名称及び住所: Consignee XYZ Express. CO. LTD 5th floor, 1276 California avenue, Denver, CO TEL: 1-XXX-XXX-XXXX		6	貨物運送業者照合番号: Freight forwarder's reference number(s) FWD_ER0001	5	
		運送人(船舶の運行会社名): Carrier/運送人が記入(to be completed by the carrier) JAST LINE Co.,Ltd		7	
以下の危険物の分類、容器・包装、標札及び表示は「危険物船舶運送及び貯蔵規則」等関係法令に適合し、かつ、全ての面において運送に適した状態であることを証明します。 SHIPPER'S DECLARATION I hereby declare that the contents of this consignment are fully and accurately described by the proper shipping name, and are classified, packaged, marked and labelled/placarded and are in all respects in proper condition for transport according to the applicable international and national governmental regulations.		署名人の氏名、職名、所属: Name/status company/organization of signatory Taro Yamada		22	
This shipment is within the limitations prescribed for: (Delete non-applicable) PASSENGER AND CARGO AIRCRAFT / CARGO AIR CRAFT ONLY		署名の場所及び日付: Place and date Sagamihara Kanagawa, 1st-Apr-2014			
		荷送人の署名: Signature on behalf of shipper 			
船名、航海番号及び船積予定日: Vessel / flight No. / Voy.No.and date JAST OCEAN Voy.011E		8	防火処置、保護具、応急医療措置: Prevention Measures, Protection equipment, EmS code, Medical First Aid or IMO MFAG. F-E, S-D See IMO MFAG		
		10	緊急時連絡先: Emergency contact (国番号を含む電話番号) ABC Chemical.CO.LTD TEL: 011-81-3-XXXX-XXXX (米国向けは24時間接続可能な番号)		
		11	船積港: Port/place of loading Tokyo, JP		
陸揚港: Port/place of discharge Long Beach, US		12	仕向地: Destination Denver, US		
		13	特記事項: Additional handling information (EmS, MFAG以外に必要な非常時の措置がある場合は、具体的に英文で記載する。)		

危険物明細書標準書式及び輸送文書記載要領 (第7版) より引用 フォーム下段 項目14~21

荷印及び番号: Shipping marks & number(s)		*危険物の明細;*Dangerous goods description: The basic description shall be shown in order to UN number, proper shipping name, hazard class, compatibility group (for Class 1), subsidiary hazard class where assigned) and packing group (where assigned). 基本記載事項は、国連番号、品名、等級、火薬類にあっては等級及び隔離区分、副次危険性等級(該当する場合)及び容器等級(該当する場合)の順に記載されなければならない。		容器、包装の種類及び個数、総質量又は容量(容積) : Number and kind of packages. Gross mass(kg) Net mass(kg) Cube(m3)		14			
No mark	UN NUMBER (国連番号)	UN 1992							
	PROPER SHIPPING NAME (品名)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, N.O.S. (acetone and phenol)		200 BOXES (4G) 1720 L ※ 1720KG(NET) ※ 2120 KG (GROSS) ※					
	CLASS(等級)/SUBSIDIARY HAZARD CLASS (副次危険性等級)	CLASS 3 (6.1)							
	PACKING GROUP (容器等級)	III							
	ADDITIONAL DESCRIPTION such as "FLASH POINT", "MARINE POLLUTANT" etc. (引火点、海洋汚染性物質その他必要記載事項)	FLASH POINT (25 °C.c.) LIMITED QUANTITY MARINE POLLUTANT		※「総質量又は容量(容積)」については、一般的に固体の危険物の場合は質量を記載し、液体/気体の危険物の場合は容量を記載する。 火薬類の場合、正味火薬量(Net Explosive Mass)を記載する。放射性物質等の場合、正味質量及び総質量を記載する。					
コンテナ番号: Container No. XXFU1234567	15	シール番号: Seal No. 00062893	16	輸送ユニットの種類: Container/ vehicle size & type 20DF	17	輸送ユニット質量: Tare mass(kg) 2300 KG	18	総質量: Total gross (Including tare)(kg) 4420 KG	19
上記危険物のコンテナ車両への積荷方法及び表示は「危険物輸送法及び野積規則」に適合し、かつ全ての面において適切に施された状態であることを証明します。 I hereby declare that the goods described above have been packed/loaded into the container / vehicle identified above in accordance with the applicable provisions.** CONTAINER / VEHICLE PACKING CERTIFICATE MUST BE COMPLETED AND SIGNED FOR ALL CONTAINER / VEHICLE LOADS BY PERSON RESPONSIBLE FOR PACKING / LOADING 署名人の所属会社名: Name of company ABC Chemical. CO.LTD 署名人の氏名・職名: Name /status of declarant Taro Yamada 署名の場所及び日付: Place and date 1st-Apr-2014 / Sagamihara Kanagawa 荷送人又はコンテナ収納責任者の署名: Signature of declarant T. Yamada (GY受 - 荷送人サイン) (CFS受 - 船社サイン)		20		RECEIVING ORGANISATION RECEIPT Received the above number of packages / containers / trailers in apparent good order and condition, unless stated hereon: RECEIVING ORGANISATION REMARKS: Haulier's name Vehicle reg.No. Signature and date DRIVER'S SIGNATURE		21		* 危険物 (Dangerous goods description): 国連番号、品名(商品名不可)、等級、火薬類にあっては等級及び隔離区分、副次危険性等級、容器等級、引火点、管理温度及び非常温度、その他必要な事項を記載すること。 * You must specify: UN No., Proper Shipping Name, hazard class, packing group (where assigned), division No(for Class 1), subsidiary hazard class (where assigned), marine pollutant and observe the mandatory requirements under applicable national and International governmental regulations.For the purposes of the IMDGCode see Chapter 5.4.1.4. ** For the purposes of the IMDG Code, see Chapter 5.4.2.	

危険物船舶運送及び貯蔵規則

（危険物明細書）

第十七条 危険物の荷送人は、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定によりコンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を提出する場合を除き、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した危険物明細書を船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。次条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 二 荷受人の氏名又は名称及び住所
- 三 危険物明細書を作成し、又は船舶所有者若しくは船長に提出した年月日
- 四 危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級
- 五 個数及び質量又は容積
- 六 その他告示で定める事項

2 前項の危険物明細書の記載については、次に掲げるところによるものとする。

- 一 船舶所有者又は船長が理解する言語により記載すること。
- 二 前項第四号に掲げる事項は、同号に規定する順序に従つて記載すること。
- 三 前項第四号に掲げる事項のうち、危険物の国連番号及び等級は、それぞれ「UN」及び「Class」（火薬類にあつては「Division」）の文字に続けて記載すること。

3 （略）

4 危険物の荷送人は、第一項の規定により危険物明細書を提出したときは、当該危険物明細書の写しを三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

5 危険物を他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、当該危険物明細書を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

6 船舶所有者又は船長は、第一項の規定により危険物明細書の提出を受けたとき又は前項の規定により危険物明細書の交付を受けたときは、当該危険物明細書又はその写しを三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

第十八条 荷送人は、前条第一項の規定による危険物明細書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、船舶所有者又は船長の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項（以下「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより通知することができる。この場合において、当該荷送人は、当該危険物明細書を提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織（荷送人の使用に係る電子計算機と船舶所有者又は船長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項第一号において同じ。）を利用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 荷送人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて船舶所有者又は船長の使用に係る電子計算機に記載事項を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて船舶所有者又は船長の閲覧に供し、当該船舶所有者又は当該船長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、船舶所有者又は船長がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 荷送人は、第一項の規定により記載事項を通知しようとするときは、あらかじめ、船舶所有者又は船長に対し、その用いる第一項に掲げる方法及びファイルへの記録の方式を示し、書面又は次に掲げる方法による承諾を得なければならない。

一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 船舶所有者又は船長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて荷送人の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に掲げる方法及びファイルへの記録の方式を電気通信回線を通じて船舶所有者又は船長の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 第一項第二号に掲げる方法

4 前項の規定による承諾を得た荷送人は、当該船舶所有者又は当該船長から書面又は前項に掲げる方法により第一項に掲げる方法による通知を受けたい旨の申出があつたときは、当該船舶所有者又は当該船長に対し、記載事項の通知を第一項に掲げる方法によつてしてはならない。ただし、当該船舶所有者又は当該船長が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 荷送人は、第一項の規定により記載事項を通知したときは、当該記載事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

6 第一項から第四項までの規定は、前条第五項の規定により危険物明細書を交付する場合について準用する。

7 船舶所有者又は船長は、第一項の規定により記載事項の通知を受けたとき又は前項において準用する前条第五項の規定により記載事項の通知を受けたときは、当該記載事項を記録した電磁的記録を三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

◆ CY搬出入関連業務とは

港湾における国際物流業務の一層の効率化に寄与するため、コンテナのCY搬出入業務（搬出入伝票の情報化等）のうち、輸出における空コンテナピックアップオーダー業務等を新たにシステム化し、「CY搬出入関連業務」として平成23年6月からサービスを提供している。なお、本業務の利用推進については国土交通省も積極的に取り組んでおり、**平成25年6月に閣議決定した総合物流施策大綱(2013-2017)および総合物流施策推進プログラム(平成25年9月策定)**^{※1}では、**物流効率化に資する国の施策として、このサービスの利用促進を位置付けている。**

※1 総合物流施策推進プログラム（抜粋）

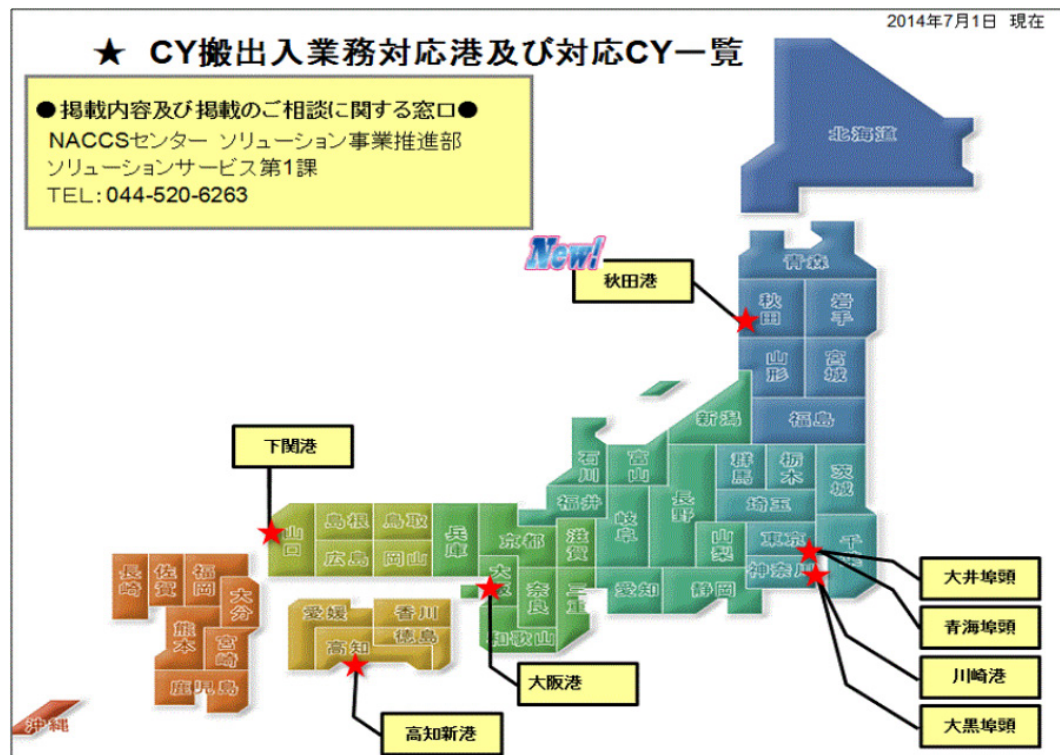
1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組
 - (2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等
 - 2) コンテナターミナル周辺の課題に対する取組
 - ア) コンテナターミナルのゲート前渋滞解消
 - ③ **NACCSを活用したコンテナ搬出入手続きの電子化の普及促進**
- 4) 貨物情報の充実・活用促進
 - イ) **NACCSを活用したコンテナ搬出入手続きの電子化の普及促進**

現在、コンテナヤード（CY）搬出入関連業務については、事前の事業者間の手続きがそれぞれ異なる通信手段・書式により行われており、また、ゲート等における手続きが電子化されていないため、事務処理の煩雑化を招いているところである。

このため、NACCSを活用したCY搬出入手続きの電子化の普及を図り、事務処理の効率化及び迅速化を図る。【国土交通省】

◆ システムの概要

①船会社によるブッキング情報の登録	船会社が、NACCSを利用して標準フォーマットによるブッキング情報の送受信を可能とする。
②空コンテナのピックアップオーダー	輸出における空コンテナのピックアップオーダー業務を可能とする。（①のブッキング情報を利用することが可能）
③コンテナヤードへの搬入手続き書類である「搬入票」の作成業務	コンテナをCYへ搬入する際の情報を登録することによって、「搬入票」の作成及び搬入情報をCYに送信することを可能とする。
④デマレッジ等の支払いに関する電子決済業務	CYが海貨業者又は荷主等に対して請求を行うデマレッジ等の支払いについて、NACCSを通じて決済することを可能とする。



NACCS掲示板より抜粋 (平成26年8月22日現在)

注) ブッキング情報の登録を行っている船会社は以下の5社であるが、CYの対応状況によりブッキング情報利用の可否が異なる。詳細は次ページの「各CY対応船会社および業務一覧」を参照。

1. 川崎汽船株式会社 (K-LINE)
2. 日本郵船株式会社 (NYK)
3. 株式会社商船三井 (MOL)
4. 株式会社韓進海運 (HANJIN)
5. オリエントオーバーシーズコンテナラインリミテッド (OOCL)

【京浜港】・・・5ターミナル

<大井埠頭>

大井1/2号 ダイトーコーポレーション
大井6/7号 日本郵船東京コンテナターミナル

<青海埠頭>

青海A-3 三井倉庫株式会社

<川崎港>

川崎港コンテナターミナル

<大黒埠頭>

大黒C-4 日本郵船横浜コンテナターミナル

【阪神港】・・・3ターミナル

<大阪港>

南港コンテナターミナル C-1 (株式会社辰巳商會)
南港ターミナル C-2/4 (株式会社辰巳商會)
夢洲コンテナターミナル C-11 (株式会社辰巳商會)

【地方港】・・・3ターミナル

<秋田港>

秋田コンテナターミナルカンパニー

<下関港>

下関海陸運送株式会社岬之町コンテナヤード

<高知新港>

高知港運株式会社 高知新港ターミナル

【京浜港】

CY	対応船会社	対応業務						
		BKR	PUR11	PUR	PUH (PUH11 含む)	PUA	PCD	VAH (CYH 含む)
大井1/2号 ダイトコーポレー ション	SITC	×	×	○	×	○	×	×
	NINBO OCEAN SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
大井6/7号 日本郵船東京コンテ ナターミナル	NYK (日本郵船)	○	○	○	×	○	○	×
青海A-3 三井倉庫株式会社	HANJIN (韓進海運)	○	○	○	×	×	×	×
	SITC	×	×	○	×	×	×	×
	GOTO (共同海運)	×	×	○	×	×	×	×
川崎港コンテナター ミナル	NYK (日本郵船)	○	○	○	×	○	×	×
	WAN HAI LINES	×	×	○	×	×	×	×
	NAMSUNG (南星海運)	×	×	○	×	○	×	×
大黒C-4 日本郵船横浜コンテ ナターミナル	NYK (日本郵船)	○	○	○	×	○	○	×

【阪神港】

CY	対応船会社	対応業務						
		BKR	PUR11	PUR	PUH (PUH 11含む)	PUA	PCD	VAH (CYH 含む)
南港CT C-1	HANJIN (韓進海運)	○	×	○	×	○	×	×
	SINOTRANS	×	×	○	×	○	×	×
南港 ターミナル C-2/4	CHINA SHIPPING (中海コンテナ)	×	×	○	×	○	×	×
	COMPANIA CHILENA DE NAVEGACION	×	×	○	×	○	×	×
	DONG YOUNG SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
	HAMBURG SUED	×	×	○	×	○	×	×
	KMTC LINE (高麗海運)	×	×	○	×	○	×	×
	NAMSUNG (南星海運)	×	×	○	×	○	×	×
	PAN CONTINENTAL SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
	PAN OCEAN	×	×	○	×	○	×	×
	SHANGHAI PUHAI SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
	SINOKOR (長錦商船)	×	×	○	×	○	×	×
	TAI YOUNG SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
ZIM INTEGRATED SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×	
夢洲CT C-11	EVERGREEN LINE (EMC)	×	×	○	×	○	×	×

【その他港】

CY	対応船会社	対応業務						
		BKR	PUR11	PUR	PUH (PUH11 含む)	PUA	PCD	VAH (CYH 含む)
<秋田港> 秋田コンテナ ターミナルカンパニー	KMTC LINE (高麗海運)	×	×	○	○	×	×	×
	NAMSUNG (南星海運)	×	×	○	○	×	×	×
	HEUNG-A SHIPPING (興亜海運)	×	×	○	○	×	×	×
	SINOKOR (長錦商船)	×	×	○	○	×	×	×
<下関港> 下関海陸運送株式会社 岬之町コンテナヤード	SINOKOR (長錦商船)	×	×	×	×	×	×	○
<高知港> 高知港運株式会社 高知新港ターミナル	GOTO (共同海運)	×	×	×	×	×	×	○
	HEUNG-A SHIPPING (興亜海運)	×	×	×	×	×	×	○
	SINOKOR (長錦商船)	×	×	×	×	×	×	○
	PAN OCEAN	×	×	×	×	×	×	○
	HYUNDAI (現代商船)	×	×	×	×	×	×	○
	HANJIN (韓進海運)	×	×	×	×	×	×	○
	APL (American President Lines)	×	×	×	×	×	×	○